

死が差し迫った時期 Final Hours 補足資料

## 死が差し迫った時期の身体的徴候と症状およびケア

症状/説明	原因/病因	ケア
混乱、見当識障害、せん妄は、患者が最も恐れていることの 1 つかもしれません。これらの症状	疾病の進行 オピオイド 疼痛	死が差し迫った時期の意識状態、混乱、見当識 障害とせん妄を区別する。
は、発熱、何らかの生理学的変化または薬物反応によるものであ		原因を評価し、適宜治療する。
り、治療により改善することがあります。	使税   薬剤による副反応(可逆   的)	24 時間体制の見守りを含む安全対策の実施。
	低酸素血症 代謝の不均衡、アシドーシ ス	患者に伝えるべき事項がある場合は、患者と明確かつ誠実に話す。高圧的態度はとらない。
	所不全や腎不全による毒 素蓄積 疾患関連要因(不可逆的)	在宅ケアでは、患者のケアの必要性と介護者の 疲労が高まるため、必要に応じて介護者に休息 を提供する。
		介護士・ボランティアのサポート。
死に近づくにつれて、患者の脱 力感と疲労感が増します。	疾病の進行	ADL 支援を増やす(看護師、看護助手、ボラン ティア、家族による入浴、整容、食事、移動な どの日常生活支援)。
衰弱が進むと、自立の喪失、機能の喪失、および/または疾患の進行に伴う衰弱を自覚するので、 患者の予期悲嘆につながること		必要に応じて、入浴用品、電動ベッド、車椅子、 歩行器などの福祉器具を提供。
があります。		他動運動、関節可動域(ROM)訓練、体位変換、 ドローシーツの活用、皮膚障害がある場合、骨 の突出部の除圧、エアマットレスを適宜用いる
加による家族・介護者の疲労。		などして循環の改善を図る。
		在宅の場合、患者のニーズとケアの方法を家族 に教育する。
		必要に応じて、在宅ケアでは家族の介護者に休息を提供する。
		必要に応じて、ソーシャルワーク、予期悲嘆の ための支援をしり。
		ホスピス、家族、友人を含む患者ケアのための 支援を増やす。
		患者が病気の進行に関する質問をした場合は、 患者の質問に率直に正直に答える。
疼痛の性質や強さの変化。	疾病の進行	痛みを頻繁に評価する。
死が差し迫った時期の患者の家族、看護師やその他の医療者は、 鎮痛薬の「最後の投与」が死の原		痛みの管理の原則に基づいて、投薬量を調整し ます。
因となったり、死期を早めるの		疼痛管理の原則に従えば、薬ではなく疾病が原

ではないかと懸念を抱く場合が		因で死に至る。家族や介護者の懸念に耳を傾
あります。		け、痛みの管理の方法について教育し、痛みがしれるばられずに苦しい時間が引き伸ばされて
		和らげられずに苦しい時間が引き伸ばされて     立くなるか。
		亡くなるか、快適なまま最期を迎えるかの選択     について話し合う。
   患者は眠っている時間が増え、	   疾病の進行	について話し口づ。   聴覚は最後まで維持される感覚である可能性
次第に意識低下、昏睡状態へと	疾病の進1] 	応見は取後よど飛行される恋見どめる可能性     があるため、昏睡状態の患者の部屋に入ったと
移行する可能性があります。		かめるため、皆睡状態の患者の部屋に入りたと     きには、あなたが何をするか伝え、ケアや処置
移1] 9 るり配注がめりまり。		さには、めなだが何をするが伝え、グブや処置   の間、患者に話しかける。
		の向、志名に話しがいる。
		   家族には、疾病進行の徴候や症状について、ま
		た、患者が昏睡状態にあっても、あたかも反応
		できるかのように話しかけることの重要性に
		ついて教育する。
		穏やかで静かな環境や、音楽、存在感、優しい
		タッチング、そしてひとりではないという安心
		感を提供することで、旅立ちを見守る。
		家族に何か伝えておきたいことがあれば言う
		ように勧める。
		この間のスピリチュアルなニードを評価・探索
		する。
		離脱症状のリスクが高まり、患者が昏睡状態に
		なるため、鎮痛薬を突然中止しない。痛みを評     歴上 - 疾疫等理の原則に従る
		価し、疼痛管理の原則に従う。

# 死が差し迫った時期の心理社会面、スピリチュアルな徴候と症状およびケア

症状/説明	原因/病因	ケア
死にゆくことへの恐怖:		1
グロニアへことへの心間:		
	る。	む恐怖と恐怖の原因を探る。
患者が死にゆく過程に対して抱		
く恐怖は、死そのものへの恐怖	分からないことへの恐怖-どの	死にゆく過程の身体的、心理社会的、精
よりも大きいかもしれません。	ように死ぬのか、死にゆく過程	神的な徴候や症状について患者と家族
	で何が起こるのか。	に教育する。
	息苦しさ、疼痛、精神活動と意思	患者や家族に、どのような死のプロセス
	決定能力の喪失、コントロール	を望むか尋ねます。
	の喪失、信念や信仰など価値観	
	に基づいた生活ができなくなる	平常心に近づけるよう支援する。
	等、辛く苦しい死に対する恐怖。	
	4, + 1 0 0 m m m	   患者が可能な限り快適に過ごせるよう
	自分が犯した罪への制裁や罰へ	応省が可能な限り区域に過ごとるよう    に安心感を与える。
	の恐怖と、それに関連した死の	に文心感と子たる。
	過程での痛みや苦しみ。	必要に応じて側で寄り添う時間を増や
	(D. L. o. H	す。
	(Doka & Morgan, 1993)	
見捨てられることへの恐怖:	孤独への恐怖。	患者の側には、できる限り誰かがいられ
		るように努力することを家族に伝えて、
孤独に死ぬことを望む患者はい	患者が自分の身の周りの世話が	安心感を与える。
ないでしょう。	できないとき、誰が世話してく	
	れるのかという不安。	側(傍ら)に居る。
患者の不安は、頻繁なナースコ		
ールでわかることがあります。		ケア専門職(看護師、MSW、看護助手)を
		含め、家族、友人、ボランティア、教会
一人にされたくないという患者		のメンバーなど、いつも可能な限り誰か
の思いを満たすために、家族は		が側に居られるよう選択肢を検討する。
ベッドサイドに居続けることが		
ヘッドッイドに居続けることが   あります。		│ │家族がベッドサイドで徹夜で付き添う│
<u> </u>		

	T	
		場合は、頻繁に休憩を取ることや、一時 的に帰宅して休むことを提案する。
		時には、家族が自分自身をケアすること を看護師が推奨する必要がある。
未知の物事への怖れ	死んだらどうなるのかという恐 怖。	患者の恐怖を探索する。
	<sup>''''°</sup>   死後についてのイメージが、今	側に居ること、存在。
	まで想像していたものと違うのではないかという怖れ。	患者がいのちや死後の世界について知るための、チャプレン、僧侶などによる 宗教的サポート。
		文化、スピリチュアル面の信念のサポート。
死期が近づいているという意識: 患者は、家族や看護師に、すでに	死にゆく患者が、自らの経験、死 のプロセスと死ぬことについて 説明しようとする行い。	患者がの経験していることについて、矛盾を指摘したり、ごまかしたり、軽視したり、面白がったり、議論したりしない。
思有は、家族や有護師に、すぐに 他界した人と話したと言った り、実際に行けそうにない場所	現世との別れ。	患者の話を注意深く丁寧に聞き、その経 験を肯定し、やり残したことや必要なも
を見たと話したりします。霊的 な存在、明るい光、「黄泉の世界」	死んでしまうことを家族に許してもらうこと、和解すること、誰	のがないか確認します。
について語ることもあります。 患者の話すことは、本来の性格 や、的外れで不思議な振る舞い	かに会うこと、残される人たちは患者がいなくても大丈夫だと保証することなど、患者は死ぬ前にしておきたいことを説明し	家族などの重要他者に、患者にお別れの 言葉を伝え、もう(逝っても)良いと伝え るように促す。
に思えることがあります。	ようとする。	家族や他の介護者へのサポート。
患者は、家族や大切な人に、いつ 死ぬか伝えることがあります。 (Callanan & Kelly, 1997)		死が近づいていることの意識とせん妄 の違いについて、家族や他の介護者に教 育する。
患者は、家族、友人、看護師、その他の医療専門職を避けることがあります。	現世からの移行であり、患者の 人生との「決別」。	臨死期の患者が人を避けることがあり、 正常な徴候の一つであることを家族に 教育する。
		寄り添う、優しいタッチング。
		家族などの重要他者に、患者にもう(逝っても)良いと伝えるよう教育する必要があるかもしれない。
		家族がお別れの言葉を伝えるように勧 める必要があるかもしれない。

## 参考文献

The Hospice of the Florida Suncoast, 1999. Reprinted with permission.

References:

Callanan, M., & Kelley, P. (1997). Final gifts: Understanding the special awareness, needs & communication of the dying. New York, NY: Bantam Books.

Doka, K., & Morgan, J. (1993). Death and spirituality. Amityville, NY: Baywood Publishing Co.

#### モジュール8

ホスピス緩和ケア看護師協会 (HPNA: Hospice & Palliative Nurse's Association) の見解: 生命維持治療の差し控え/または中止

## 背景

生命維持治療の進歩に伴い、その適切な使用について倫理的・法的議論が行われるようになってきた「。生命維持治療の差し控えや中止に関する意思決定は、多くの場合、アドバンス・ケア・プランニングの中心となる<sup>2</sup>。1983年の医学および生命科学研究における倫理問題に関する大統領委員会は、「生命維持治療の差し控え」という報告書を公表した。この文書は、現在も、臨床における治療の差し控えや中止に関する倫理的意思決定の礎として依然となっています。大統領委員会報告書の信条には、次のものが含まれます<sup>3</sup>。

- 意思決定能力を有する患者の自発的かつ十分な情報に基づく選択によって、生命維持療治療の開始、差し控え、中止を決定する必要があります。
- 医療専門職は、意思決定能力のある患者は、生命維持治療を希望するであろうとの推定意思を検討する一方で、生命維持治療を含むあらゆる治療を拒む権利があることを認識しながら、患者に最善の利益がもたらされるよう貢献します。
- 治療の正当性は、特定の患者にその治療がもたらす利益と負担のバランスを検討することによって決まります。
- 意思決定能力が不十分な患者の場合、適切な代理意思決定者(通常は家族の一員)が選定され、医療に関する 意思決定を下します。

生命維持治療の差し控えと中止は、倫理的に同等であると考えられています。それは医療・ケアの選択を含み、安楽死や自殺援助とは異なります<sup>4</sup>。

1990 年代、米国最高裁は、生命維持治療の制限が医師による自殺幇助や安楽死に相当するという議論を退けました 5.6。生命維持治療に制限を設定することは、北米やヨーロッパの ICU で一般的になってきています 7.8。アメリカ看護師協会は、そのポジションステートメント(声明)である「エンド・オブ・ライフに専門的ケアを提供する 看護師の役割と責任」において、次のように述べています。「エンド・オブ・ライフにおける意思決定は QOL にまつわる重要な課題である。看護師は、個人として、そしてチームとして、安楽の促進、痛みの緩和、生命維持治療を差し控える決定がなされた際の患者や家族、代理意思決定者の支援など、包括的で思いやりのあるエンド・オブ・ライフケアを提供する責務があります。」 9 自律の尊重は、生命倫理の基本原則であり、個人を尊重することには、治療・ケアの方針決定に関する本人の意向を尊重することも含みます。 10

患者の価値観が尊重されるのと同じように、看護師の価値観も尊重されます。<sup>11</sup> もし看護師が治療の差し控えまたは中止について同意できない場合、代わりの看護師に担当を交代してもらえるように依頼し、その患者のケアに携わることを控えることができます。<sup>12</sup> 患者、家族、看護師、医療チームの間で意見の相違がある場合は、倫理委員会に相談して、皆の意見を考慮に入れて議論されることを担保する必要があります <sup>12</sup>。

## ポジションステートメント(声明)

#### HPNA の見解は以下の通り:

- すべての生命維持治療は差し控えまたは中止することができます。患者に有益でないかもしれない治療を開始しないという決定、または有益ではない/望まない治療を中止するという決定の間に、倫理的・法的な違いはありません。
- 意思決定能力のあるすべての人には、合理的で利益をもたらすであろう医療を受ける権利を持ち、どのような医療も差し控える、または拒否/撤回する権利があります。
- 患者は代理意思決定者を指名する権利を有します。代理意思決定者は、患者が地震で意思決定を行うことができない場合に代わって意思決定を行います。

#### 教育

- 緩和ケアにたずさわる看護師は、倫理原則や、生命維持治療の差し控えおよび中止に関して、専門性を発達 させることを保証するものとします。
- 緩和ケアにたずさわる看護師は、生命維持治療の継続、差し控え、および中止をめぐる問題について十分な 知識を有しており、患者、家族、および他の医療専門職に、生命維持治療の方針に関する決定について説明 することができます。

## 臨床実践

- 患者が意思決定能力を失った場合に代理意思決定者を任命するものを含め、あらかじめ話し合った事前指示の内容を尊重することは、医療チームの責務です。何らかの理由で医療チームが事前指示や患者の意向を尊重できない場合は、その理由を診療録に記載する必要があります<sup>13</sup>。
- 緩和ケアにたずさわる看護師は、治療の差し控えまたは中止する場合も、看護ケアが継続されることを保証しなければならない。特に、生命維持治療を差し控えたり制限することは、看護ケアを差し控えたり制限し

たりすることではない。患者や家族は、治療の差し控えまたは制限を決断したことによって適切な看護ケアが受けられなくなることやケアの放棄につながることがないという安心感を必要とすることが多い。

## 方針

- 意思決定能力がなく、事前に代理意思決定者を指定していない患者は、都道府県や、地方自治体、および医療施設の規制に従って代理意思決定者を指定しなければなりません。
- 親権者や後見人には、子どもが 18 歳未満の場合、子どもに対する扱いについて決定を下す法的権限を持ち、 親は子どもにとって最善の利益を第一に考えると見なされます。ただし、治療への同意や拒否を含む、医療 に関する子どもの意向や選好は(発達段階において適切な場合)文書化され、意思決定において適切に配慮 されます。子どもの希望と、大人の意思決定者の希望とが異なる場合は、適切な専門職が子どもだけでなく 家族も含めて支援します。<sup>13</sup>

## リーダーシップ

- 緩和ケアにたずさわる看護師は、生命維持治療の差し控えや中止と、安楽死や自殺幇助との違いについて、 国民が理解できるよう支援しなければならない。⁴
- 緩和ケアに携わる看護師は、意思決定のプロセスにおいて患者、家族、および同僚を支援します。
- 緩和ケアに携わる看護師は、意思決定をファシリテートし、患者とその代理意思決定者が表現した希望に合致するケアが提供されるように擁護します。